

隠岐の島町景観計画 届出対象行為（景観計画区域）

資料4

届出の対象となる行為		届出対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	垣（生垣を除く）、柵、塀、擁壁	当該工作物の高さが5m3m又は長さが10mを超えるもの
	煙突、排気塔	高さが13m又は築造面積が1,000㎡500㎡を超えるもの
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱	
	電波塔、記念塔、物見塔	
	高架水槽、冷却塔	
	彫像、記念碑	
	遊戯施設	
	太陽光発電施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント	
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設	
	自動車車庫の用に供する立体的施設	
	橋梁（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用ものを除く）	
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路	高さが20mを超えるもの（支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが10mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超えるもの）	
広告板、広告塔、装飾塔等	高さが13m5m又は表示面積25㎡10㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	面積が10,000㎡（都市計画区域にあっては3,000㎡）を超えるもの、法面又は擁壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が10,000㎡1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超える擁壁（法面）が長さ10mを超えるもの	
木竹の伐採	面積が10,000㎡を超える木竹の伐採	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの	
水面の埋立て又は干拓	面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	